

# 神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

## 目 次

I	認証評価結果	2-(16)-3
II	章ごとの評価	2-(16)-4
	第 1 章 教育目的	2-(16)-4
	第 2 章 教育内容	2-(16)-6
	第 3 章 教育方法	2-(16)-9
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(16)-11
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(16)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(16)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(16)-19
	第 8 章 教員組織	2-(16)-22
	第 9 章 管理運営等	2-(16)-25
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(16)-27
<参 考>		2-(16)-29
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-31
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(16)-32
iii	自己評価書等	2-(16)-33



## I 認証評価結果

神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準4-1-1及び基準6-1-4を満たしていないため。

その具体的な内容は、次のとおりである。

- 低い出席率で定期試験を受験できることが法科大学院として容認されていることは、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方について問題がある。(基準4-1-1 関連)
- 入学者選抜において、法学未修者に対しても、司法試験の論文式及び短答式の合格実績、法学検定2級、ビジネス実務法務検定1級、ビジネス実務法務検定2級の合格実績を「特別評価項目」の加点要素としており、法学の知識が考慮されていることから、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない。(基準6-1-4 関連)

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 本法科大学院の医務室に、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが配置されている。
- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が25年以上の実務経験を有している。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。
- 自習室に隣接したパソコン室から図書及び資料の検索が可能であるほか、自習室及びパソコン室と同じ建物内に法科図書館があることなど、自習室と法科図書館との有機的連携が確保されている。

## Ⅱ 章ごとの評価

### 第1章 教育目的

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われるものとされ、修了認定も、成績評価の蓄積を通して厳格に行うものとされている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育の理念・目的は、『『智慧ある法曹の養成』である。『智慧ある法曹』とは、事物の明確な認識と予知能力、正確な問題発見・解決能力、高度の創造力、自己統御力とを兼ね備えた法曹を指し、これを敷衍して、『事物の明確な認識に基づく正確な選択力、および高度な創造性と論理性を備えた思考力を習得できる思考方法、すなわち智慧を獲得する教育である。法曹がさまざまな問題につき個人の判断による適切な解決を求められる以上、常に事象を正確に捉え最善の解決を思考し生み出す力を、自ら学び自ら解決するなかで、進展させることのできる思考方法を身につけていること（すなわち智慧）がもつとも肝要である。』』として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「阪神淡路大震災の地、神戸というコミュニティーに代表される、地域に必要とされるコミュニティーローヤーであり、あくまでも市民の目線に立ち、地域社会で発生するさまざまな法的ニーズに対して親身になって対応・解決する法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、専門的法知識の習得・定着を目標とする授業科目から、高度な論理的思考能力やコミュニケーション能力の獲得を目標とする授業科目へと移行する厳格な積み上げ方式に基づくカリキュラム編成、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

**2 優れた点及び改善を要する点等**

特になし。

**3 第1章全体の状況**

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念・目的を効果的に実現するために、1年次に論理的文章表現力及び論理展開力、2年次に法的思考力、問題解決能力及び職責遂行能力、3年次に事実分析・推察能力、創造的解決能力及びコミュニケーション能力を修得させることにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、模擬裁判及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法史学」、「法哲学」、「比較法文化」、「政治学原論」、「国際関係論」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する

る思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることによって寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、具体的教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっている授業科目があるものの、①ホームドクター的法曹養成モデル、②地域企業法曹養成モデル、③行政支援法曹養成モデル、④国際渉外法曹養成モデルという4つの履修モデルをもとに、①ホームドクター的法曹養成モデルとの関連では授業科目「労働法」、「執行・保全法」、「交通事故処理」等が、②地域企業法曹養成モデルとの関連では授業科目「経済法」、「企業年金法」、「倒産処理法」等が、③行政支援法曹養成モデルとの関連では授業科目「社会保障法」、「医事法」、「高齢者・障害者法」等が、④国際渉外法曹養成モデルとの関連では授業科目「国際法」、「国際私的紛争処理」、「国際企業法務」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択必修科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目10単位、民事系科目20単位、刑事系科目10単位及び選択必修科目26単位中22単位の合計62単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務Ⅰ」(2単位)が必修科目及び授業科目「民事訴訟実務Ⅱ」(2単位)が選択必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務Ⅰ」(2単位)が必修科目として開設されている。法情報調査は、入学時のガイダンス及び必修科目又は選択必修科目である法律基本科目において適宜指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事訴訟実務Ⅰ」及び「刑事訴訟実務Ⅰ」のほか、選択必修科目である授業科目「民事訴訟実務Ⅱ」及び「刑事訴訟実務Ⅱ」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「刑事訴訟実務Ⅱ」の中で適宜指導が行われ、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち20単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「家庭と法」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

## 3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、40人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式のほか質疑応答方式を併用した授業が実施され、2年次以上を対象とする授業科目において、あらかじめ指定された事実資料等を題材にソクラテス・メソッドにより双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者として研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバ

スに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、1日に開講される授業科目数の抑制、各授業における関係資料課題の事前配付及び予習の指示、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、36単位が上限とされている。

また、長期履修制度が設けられており、標準修業年限が3年を超える学生についても授業時間外の学習時間を十分に確保できるよう、履修登録可能な単位数の上限が適切に設定されている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第4章 成績評価及び修了認定

## 1 評価

## 第4章の基準のうち、基準4-1-1を満たしていない。

## 【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における適切な配慮などがなされているが、低い出席率で定期試験を受験できることが法科大学院として容認されていることから、学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われていない。

成績評価の基準については、一部の教員において成績のランクの分布の在り方についての方針が共有されていないものの、授業科目「エクスターンシップ」を除き、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは「履修の手引Ⅰ」に記載されているほか、ガイダンス及び開講時の授業における担当教員からの説明を通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において出席点を加点要素としているものがあるものの、期末試験、レポート、授業等での発言内容及び授業等への貢献度等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する成績問い合わせの制度の設定などがとられている。

成績評価の結果については、一部の授業科目において成績分布データが学生に告知されていないものの、採点基準などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、提出された既修得科目のシラバス、講義計画、講義資料等に基づき「研究科委員会」において単位認定を行う

こととされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは「履修の手引Ⅰ」に記載されているほか、年度当初のガイダンスにおいて学生に周知されている。

なお、標準修業年限が3年を超える学生については、進級制は採用されていないが、これに代わる措置として、学生から提出された単位修得計画に基づいた指導が行われている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年(標準修業年限が3年を超える学生については当該修業年限)以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める

単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 20 単位、刑事系科目 10 単位及び総合科目 22 単位、法律実務基礎科目 10 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 20 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の過去の定期試験問題を調査するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法の3科目及び会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目の中から選択する2科目について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目である34単位から法学既修者認定試験において会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法のうち選択しなかった1科目4単位を除いた合計30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章の基準のうち、基準4-1-1を満たしていない。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 低い出席率で定期試験を受験できることが法科大学院として容認されていることは、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方について問題があるため、改善する必要がある。
- 成績の各ランクの分布の在り方に係る方針について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目における考慮要素について、出席を加点要素としているものがあり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- すべての授業科目において成績分布データを学生に告知する必要がある。

## 3 第4章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。



## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教育改善（FD）委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生に対する授業評価アンケートが実施されている。また、教員相互の授業参観や「教育改善（FD）委員会」の主催による「教育方法研究会」において、各教員の授業実態が報告され、改善策が検討されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、教員相互による授業参観、実務家教員と研究者教員とで開催する合同セミナーへの参加などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、教員相互による授業参観、実務家教員と研究者教員とで開催する合同セミナー、法科大学院教育に関する各種シンポジウムへの参加などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

### 3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章の基準のうち、基準6-1-4を満たしていない。

#### 【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試総括委員」、「入試委員」及び「出題委員」が置かれている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育の理念・目的に照らして、「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢を持った、現代社会にかかわる課題を分析・検討して、他人の意見に耳を傾けつつ、自己の考えを的確に表明することのできる者」として設定し、ウェブサイト及び入学試験要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び入学試験要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「一般選抜試験」と、本法科大学院が定める資格を有し、その資格に基づき3年以上の実務経験を有する者を対象とする「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」を行い、さらに法学既修者としての認定を希望する者に対し、法学専門試験を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、出身大学、小論文試験問題、法学専門試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、適性試験の成績、提出書類、小論文試験及び集団面接試験の成績を総合的に判断している。さらに、法学既修者の認定を希望する者については、法学専門試験を課している。

ただし、法学未修者に対しても、「特別評価項目」として、司法試験の論文式及び短答式の合格実績、法



学検定2級、ビジネス実務法務検定1級、ビジネス実務法務検定2級といった資格が考慮されており、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されているとはいえない。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、実社会での実務経験を有する多彩な人材を確保することを目的とした、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」の実施のほか、「一般選抜試験」においても、書類審査、集団面接試験等によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約82%、平成17年度は約62%、平成18年度は約62%、平成19年度は50%、平成20年度は約48%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員180人に対し、平成20年度の在籍者数は104人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学定員と入学者数が乖離している状況にあるものの、志願者確保のための方策が検討されるなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6-1-4を満たしていない。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 入学者選抜において、法学未修者に対しても、司法試験の論文式及び短答式の合格実績、法学検定2級、ビジネス実務法務検定1級、ビジネス実務法務検定2級の合格実績を「特別評価項目」の加点要素としており、法学の知識が考慮されていることから、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確に評価されるよう改善する必要がある。

### 【特記すべき事項】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するため、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜」制度を設けている。
- 入学者に占める法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合が、平成16年度は約82%、平成17年度は約62%、平成18年度は約62%、平成19年度は50%、平成20年度は約48%といずれも高率を示している。
- 入学者受入について、入学定員と入学者数が乖離している状態が解消されることが望ましい。

### 3 第6章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育の理念・目的に照らして、入学から修了までの間、指導担任制度、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前における事前学習会を通じて事前指導を行うとともに、入学後においても履修ガイダンスが行われ、教育の理念・目的、カリキュラムの全体、4つの履修モデル、履修登録方法、成績評価の方法等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学時の履修ガイダンスにおけるカリキュラム全体の説明、指導担任制度、オフィスアワーにおける個別指導など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、入学時の履修ガイダンス、指導担任制度、オフィスアワーにおける個別指導などが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、すべての専任教員及び一部の兼任教員についてオフィスアワーが設定され、専用教室又は研究室において、学習相談や助言が行われている。オフィスアワーの日時及び場所は授業時間割に掲載され、事前周知が図られている。

また、学生の意見を汲み上げるため、教員と学生との懇談会を行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、正課外において、弁護士による任意参加の実質的な補習が複数回実施されているほか、正課外で専任教員が運営に関与する外部組織により、任意参加の研究会が、在学生又は修了生を対象とした実質的な補習として複数回実施されているものの、教育補助職員（チューター）が配置されており、学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金に

関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の分納制度並びに経済的支援を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

修学や学生生活については、医務室において専門のカウンセラーによる健康相談や生活相談が行われている。また、全学的な組織として、各種ハラスメントに係る問題が生じた場合に対応する「人権問題委員会」及びハラスメント防止に関する情報の収集等を行う「ハラスメント防止委員会」が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、入学試験要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、車椅子専用トイレを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、「学生委員会」が中心となって、修学に必要な支援、措置を組織的に講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学的組織として「学生支援センター」が設置されているほか、教員による相談への対応など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 本法科大学院の医務室に、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが配置されている。

### 【特記すべき事項】

- 弁護士により正課外において実施されている学習指導について、過度の補習指導とならないよう留意すること。
- 本法科大学院の外部組織である「法曹会」の運営のもと正課外に実施されている研究会の内容が実質的に補習に当たることから、その組織運営とそれに対する本法科大学院の関与について、さらなる検討、改善を図ること。
- 経済的支援を目的とする本法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

## 3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、

総合的に判断して、相応な状況である。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員スタッフ」及び大学ウェブサイトの「教員総覧」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員スタッフ」及び大学ウェブサイトの「教員総覧」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「研究科委員会」が「選考委員会」を設置し、同委員会において必要な資料を調査し、「研究科委員会」において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「研究科委員会」において教員の業績、経歴を審査し、決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そ

のうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、40歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員25年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、「研究科委員会」の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目であり、そのうち必修科目の授業は、すべてが専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下となり、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教授能力の向上及び研究の推進等を目的として、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。



本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、総務、管財、教務、入試及び学生支援事務を行う事務職員のほか、教材作成、質問及びレポートの受付業務を行う教育準備・研究支援室職員、学習指導補助業務及び授業準備作業の補助を行う教育補助職員（チューター）が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員スタッフ」及び大学ウェブサイトの「教員総覧」を通じて学内外に開示されている。
- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が25年以上の実務経験を有している。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。

### 【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

## 3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第9章 管理運営等

## 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である実務法学研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「研究科委員会」が置かれている。当該研究科委員会は、専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「KNC事務室-KNC事務グループ（法科大学院事務室）」が組織され、総務、管財、教務、入試及び学生支援事務を行う職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、学長、財務担当理事、事務局長及び学部長理事により構成される予算会議において、予算要求内容に対するヒアリングが実施されており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己点検評価制度委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己点検評価制度委員会」が設置され、「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」、「施設」、「設備及び図書館等」

の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「FD委員会」主導による「教育方法研究会」において検討・改善を図る体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、学外者主催の進学相談会への参加、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、入学試験要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、一部の授業科目において試験答案（小テスト）が保管されていないものの、評価の基礎となる情報は、法科大学院事務室により収集され、法科大学院事務室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 一部の授業科目において試験答案（小テスト）が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

## 3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

## 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。

教室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤講師控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、教育・研究指導室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、原則午前8時から午後11時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習室に隣接したパソコン室から法科図書館の図書及び資料を検索することが可能であるほか、自習室及びパソコン室と同じ建物内に法科図書館があることなど、自習室と法科図書館との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、各教室には、マイク、DVDデッキ、プロジェクタ、スクリーン等が配備されているほか、情報コンセントが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、学生全員に、「TKC法科大学院教育研究支援システム」のユーザーIDを付与し、「LEX/DBインターネット」、「LLI統合型法律情報システム」等のデータベースが利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法科図書館が整備されている。

法科図書館には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職

員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法科図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

法科図書館の所蔵する図書及び資料については、図書を充実させるための特別予算が設けられているほか、図書の選定に当たっては、法科大学院図書委員会を中心に学生の要望を聞きながら進めるなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、情報検索用パソコン等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 自習室に隣接したパソコン室から図書及び資料の検索が可能であるほか、自習室及びパソコン室と同じ建物内に法科図書館があることなど、自習室と法科図書館との有機的連携が確保されている。
- 法科図書館に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

## 3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

## 1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

(2) 所在地

兵庫県神戸市長田区西山町2-3-3

(3) 学生数及び教員数（2008年5月1日現在）

学生数：99人

教員数：専任 18人（うち実務家教員4人）

兼任・兼担 22人（うち実務家教員6人）

## 2 特徴

本法科大学院は、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」、すなわち、あくまでも市民の目線に立って、地域社会で発生する多種多様な法的ニーズに親身になって対応する法曹を養成することを理念・目的とする。これは次のような認識に基づくものであり、「真理愛好・個性尊重」という神戸学院大学建学の精神に則った教育方針を実践することが法科大学院にも求められていると考えたからにはかならない；まず第一に、わが国の社会が透明性・明確性・可視性に優れた法基準による紛争解決の社会（いわゆる法化社会）へと漸次移行していること。次に、地域社会に生活基盤を持ち住民の心の機微を察し人間関係を大切に地域コミュニティを活かしつつ、そこに生起するさまざまな問題や紛争を的確に法的に解決する、高度な法的思考力と専門知識を有する「地域志向の知性あふれる法曹」の輩出が不可欠であると考えられること。

この理念に基づき、本法科大学院の教育（入試を含む）および管理運営は、事前に明確に示されたルールに従い、これを適正かつ公正に実施している。また教育等の成果の不断の分析・検討により、設置目的の達成につながる最善の教育内容や教育環境へより一層の充実を追求し、ルールをも含めたさまざまな改善に取り組んでいる。とりわけ、教育に関しては、本法科大学院の教育システムにおける基本ルールに従い、教育（授業）目的、教育方法および成績評価方法をシラバス等で事前に明示したうえで、これを遵守して授業を運営し、厳正かつ厳格に成

績評価を行っている。教育効果・教育手法に関しては、すべての授業科目の教員の相互の授業参観・教育方法研究会等でのさまざまな指摘を通じて、また、学生による授業評価アンケートに対しては、教員のコメント等を通じて、授業改善の指針として役立てられる。また学生から教育環境も含めたさまざまな要望等を聞く機会を定期的に設け、要望に沿った改善もなされている。

本法科大学院教育の主眼は、問題・主張の本質を識別する分析力を養い、論理力を習得するための思考方法を鍛錬し、智慧を獲得することにある。このような法曹養成のプロセス教育としての成果である「智慧の獲得」のために、各法領域で到達目標に応じた年次進行計画に基づき、教育目的の達成に最適な教育方法を選択するとともに、講義形式から対話形式やロールプレイ形式など多様な教育手法を取り入れている。また、1年次より、指導担任制やチューターによる指導体制を導入しており、2年次以降はクラス規模が少人数化（20名程度）され、さらにきめ細かな学習指導等がなされる体制を整えている。教育環境は、専用のキャンパスに法廷教室等を備え、法科大学院専用の図書や24時間利用可能なITでの文献検索など、自主学習の効率化を推進し、法科大学院全体としての教育効果の向上を図っている。経済的バックアップとして、本学独自の奨学金制度を設けるとともに、神戸学院大学同窓会奨学金を含めたいくつかの貸与制度を用意している。また、社会人等多様な人材を確保するために、長期履修制度を採用している。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 教育上の理念・目的

（１）教育理念 本法科大学院の教育理念は、「真理愛好・個性尊重」、すなわち、既成の枠組みにとらわれな  
い、自由で個性豊かな人材を生み出すことを大学の目標とする、神戸学院大学の建学の精神に基づき、自由で個  
性豊かな法曹の養成、つまり、正義と平和と自由への貢献、自立と共生への貢献、そしてそれらを通して地域社  
会に貢献する市民のための法曹の養成にある。

（２）教育目的 この建学の精神に基づく教育は法曹養成においても重要な意義を有する。そこで、本法科大学  
院は、司法制度改革の一環としての法曹養成プロセス教育の趣旨に基づき、建学の精神を活かした法曹養成教育  
の実施を目指す。その法曹養成教育の主眼は、事物の明確な認識に基づく正確な選択力、および高度な創造性と  
論理性を備えた思考力を習得できる思考方法、すなわち智慧を獲得する教育である。法曹がさまざまな問題につ  
き個人の判断による適切な解決を求められる以上、常に事象を正確に捉え最善の解決を思考し生み出す力を、自  
ら学び自ら解決するなかで、進展させることのできる思考方法を身につけていること（すなわち智慧）がもっと  
も肝要である。したがって、本法科大学院の教育目的は、法曹としての高度な専門的知識の習得と並んで、この  
思考方法の体得に重きを置く。法曹という立場にある人材の智慧ある判断が正義・平和・自由・自立・共生への  
真の貢献をなしうるものである。

### 2 育成の理念とする法曹像

本法科大学院は、兵庫県西部地方および中国・四国地方における弁護士過疎地域の解消の必要に応えるとともに、大規模災害の経験から地域社会において法的サービスを十分に受けられずに困窮する社会的弱者への法的サービス拡充を実現するために、育成の理念とする法曹像として「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」を掲げる。「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」とは、あくまでも市民の目線に立ち、地域社会で発生するさまざまな法的ニーズに対して親身になって対応・解決する法曹である。そして、本法科大学院が立地する神戸というエリアは、日本が開国以来主要な港湾都市として機能し、世界各国とのつながりを色濃く反映する国際都市である。また、そのため大企業から中小企業や零細企業まで多数立地する、優れた経済都市でもある。したがって、地域社会や現代社会の構造を注視してそこに生じる複雑な紛争を解決できる、法的専門性を兼ね備えた、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」のニーズは高い。

この理念とする法曹像は、思考方法の習得という教育による成果として、「智慧ある法曹」をその内実とする。智慧ある法曹は、事象を正確に捉え最善の解決を思考し生み出す力、分析的に見れば、いずれも高度な、事物の認識力、情報選択力、創造力および自己統御力の統合体を備える人材である。

### 3 教育システムの特徴

（１）教育システム 法曹養成プロセス教育として、横軸（法領域や科目群の相互作用）と縦軸（各法領域における積み上げ作用）とをつむぐ教育システムが実施される。横軸として、法律基本科目群・実務基礎科目群が、理論と実務とを架橋しつつ、法曹として必須の高度な法的知識を習得させその展開として問題解決力を鍛え、また法曹としての職業倫理を身につけさせ、展開・先端科目群においては現代社会における専門技術性の高い法領域での理論応用性を習得させ、基礎法学・隣接科目群では社会や法を見る眼を養う。縦軸として、それぞれの法領域において積み上げ教育の成果を上げるために、学年進行に伴う各学年における到達学力を想定しその達成を目指した教育方法や手法を練り、上級年次に配当される授業科目は前提とされる学力に基づき、いかにそれを伸長させるかという観点で教育内容や方法を工夫している。

（２）教育方法 各授業科目においてその授業目的（当該年次において習得を想定される学力の設定）を明らかにしその目的達成に向けた教育方法を組み、その授業サイクル（予復習を含めた学習のあり方）を事前にシラバス等において明示している。教育方法は、「講義+質疑応答」形式から「ソクラテス・メソッド」形式やロールプレイ形式など多様性に富むが、「智慧のある法曹」養成という教育目的に鑑み、対話を通じて本質と非本質とを分ち観念を他の観念で修正・補足する思考活動により事物の本質を把握させる教育方法であるソクラテス・メソッド形式を重視し、2年次以降の総合科目を中心に、かつ1クラス最大20名程度の少人数体制でソクラテス・メソッドによる授業を実施している。



### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko\\_kobegakuin\\_h200903.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_kobegakuin_h200903.pdf)